

## コクヨグループ紙・木材調達基準

コクヨの事業は、紙製品や木材など、自然の恵みに大きく依存しています。紙も木材も再生可能な原料であるので、適切に管理された紙と木材を使用すれば、コクヨの事業は持続可能です。けれども、それを供給する自然が適切に保全されなければ、コクヨの事業も持続することはできません。このことを強く意識し、私たちは事業の基盤である生態系や生物多様性をしっかりと保全あるいは強化しながら、そしてサプライチェーン上で関わるすべての人々の安全と人権に配慮しながら、持続可能な調達を行います。

1. 紙・木材ともに、原則として国際的に信頼される認証原材料（※）を優先して使用します。
2. やむを得ない理由により認証原材料が使用できない場合には、以下の項目を確認できる合法的な紙製品及び木材を使用します。
  - (1) 最上流の生産地まで確実にトレースバックできること
  - (2) 生産国の法令等を遵守していることを証明する書類が入手できること
  - (3) 絶滅が危惧される種ではないこと
  - (4) 自然生態系に悪影響を与えていないこと
  - (5) 地域の環境や社会に悪影響を与えていないこと
3. 再生された原料である場合には、市中からリサイクルされた合法的な再生紙・リサイクル材のみを使用します。
4. 上記の条件に該当する原材料の割合を常にモニタリングいたします。2030年までには以上に該当する原材料の割合を100%にすることを目指します。
5. 認証原材料であってもその持続可能性に疑義が生じた場合には、基準に合致していることが確認できるまで、いったん調達を中止する場合があります。

上記の調達基準は紙・木材について適用いたしますが、それ以外の原材料についてもこれに準じた調達を行い、将来的には個別に調達基準を設けます。

※現在のところ認証制度としてはFSC®、PEFCがあります。（FSC® C004748）

施行日：2024年4月1日

コクヨ株式会社  
取締役 代表執行役社長  
黒田 英邦

